Sub Title C	コモンウエルス体制の完成について On the Commonwealth in its making 間崎, 万里(Masaki, Masato)
	<u> </u>
Author	
Dublishan	
	三田史学会
	1958
	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.460- 497
JaLC DOI	
the the second of the second o	Keiogijuku, or Keio Private School, better known as Keio University, will celebrate its centennial this year. The school was established in 1858 for the purpose of studying Western sciences through the Dutch language. The foreign language which was studied in the school was later shifted to English from Dutch. This alteration was a result of the foresight of the late Mr. Fukuzawa, founder of Keiogijuku. When Keiogijuku established by its great founder, Great Britain, was in the victorian Age and was active in her expansion. In 1887 at the time of Golden Jubilee, those colonial representatives who assembled in London to celebrate the ceremony, held a colonial conference which developed into the Imperial Conferences, the predecessor of the present Meetings of Prime Ministers. During the period from the beginning of the conference up to the oresent, Great Britain recognized the self-government of Canada, and as a result of this policy the number of British Dominions gradually increased and those colonies which had obtained the Dominion Status were bound together into the loose federation of the British Commonwealth of Nations. This federation of the colonies, as is often said of the British Constitution, was not artificially made, but naturally "become". Each of the dominions under the Commonwealth was recognized legally as an independent country in accordance with the Statute of Westminster of 1931, and the spirit of the Dominion Nationalism has developed in these independent countries on the two World Wars. Among them there were some, like Eire, that became perfectly independent countries separated from the Commonwealth, while others, such as India and Pakistan remained in the Commonwealth as newly established republics. Accordingly, the Common-wealth changed to chracteristics, and Queen Elizabeth II, at the time of her coronation in 1953, obtained respective ditles concerning the countries that were members of the Commonwealth. However, the word 'Common-wealth' was applied in common to her titles of Queen of re
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre J	Journal Article
	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000- 0464

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

### 第三十一卷 第一—四號

#### モンウ 工 jν ス体制の完成について

間

万

崎

里

 $\equiv$ 序 英國王號の變遷とコモンウェルス コモンウェ 言

四 ŧ ンウェ ルスの由來 ルスとは何か

五 コモンウエ ルスの成長

六 自治領民族 國 の 發 展

英帝國會議とコモ ンウェルスの完成

參考文献

#### 序 言

慶應義塾の創立は一八五八年なので、本年は正に満一百年に当る。 この間において、特記されるべきことの一つは、

義塾の學習を、 蘭學から英學に移した福澤先生の卓見であつた。<br />

英學の本元である当時の英國は、 國力の旺盛なヴィクトリヤ時代であつて、海外への發展、 植民地の建設を誇りとし

四六〇

領國が集つて形成されたのが、今日のコモンウエルス、いわゆる『英』連邦となつたのである。しかし、 が模範となつて、段々に自治領が生まれ發達して、それぞれ國家をなすに至つた。最早や植民地の域を脱したこの自治 た一時期であつた。一八六七年にカナダに北米統治法が布かれて、英國の植民地統治に一轉機を畫し、それから後これ コモンウエ

スは、 英國憲法についてよく言われる通り、作られたものではなく、自然に、成長したものである。

これ等については、これ迄度々觸れたところであるが、この機會に、今一度考えて見たい。

注 つたことを遺憾とする。 本文はこれ迄に發表した左の諸篇と互に關連したものであるが、最近の部分については、病后のため、十分調査を遂げ得なか

一、民族とは何ぞや 史學一の一、大正十年十月。

一、Empire の意味について 三田評論二九○號、昭和十年九月。

Empire, Reich の新用法とその語義及び譯語について 史學十八の二、三合併號、昭和十四年十一月。

四 「ライヒ」(Reich)と第三「ライヒ」について 法學研究一九の一、 昭和十五年八月。

五、イギリスの第三帝國 三田政治學會誌二十一號、昭和十六年二月。

イギリスの第三帝國と民族主義 日本諸學振興委員會研究報告特輯第四篇 (歴史學)、 昭和十七年。

七、英國自治領民族主義 三田評論五三五號、昭和十七年六月。

八、英國自治領民族國の成長 史學二一の二、昭和十八年二月。

7、英帝國(民族叢書第十篇アングロ・サクソン民族所收)六盟館 昭和十八年。

英國名の變貌―エンパイアからコモンウエルスへー法學研究二四の九、 十合併號、 昭和二十六年十月。

## 一 英國王號の變遷とコモンウエルス

モンウェルス體制の完成について

名は体を表わすという樣に、英國王の稱號はその歴史的發展につれて漸次變つて來た。その變遷を明らかにすること コモンウエルスに至る英國史の一面を窺うことが出來る。

によつて、

ヴィクトリヤ女王(八三一元)の稱號は 

of the Faith, Empress of India. であつて、インド女皇の稱號は一八七七年一月一日インド帝國が創立せられた際 1. Victoria, by the Grace of God, of the United Kingdom of Great Britain and Ireland Queen, Defender に加わり、一九四七年七月十五日インド獨立法により除かれた。

次王エドワード七世 (1201-10) の稱號は、

ない。 2. Edward the Seventh, by the Grace of God, of the United Kingdom of Great Britain and Ireland and of the British Dominions beyond the Seas King, Defender of the Faith, Emperor of India. a植民地 の増加と共に『海外諸領』の文字が加わつている。このドミニオンは領土の意味であつて、後にいう自治領の意味では

ジョージ五世(云10一美)の時には

會庶民院におけるボルドゥイン首相の答辯)に止まるというのであつた。 3. George the Fifth, by the Grace of God, of Great Britain, Ireland and the British Dominions beyond the United Kingdom の辭句が省かれ Irelandが別格として揭げられたけれども、これは單なる地理的名稱(英國議 the Seas King, Defender of the Faith, Emperor of India. となつた。アイルランドが問題となり、王號から

た。戴冠式当時においては、英本國以下、五種類の樣式が見られる樣になつた。 ところが、現王エリザベス二世にいたつては全くの變更が見られ、 自治領國おのおの別個の 稱號をとることとなつ

各國共通に、何れも Head of the Commonwealth をとつている。 英本國に關するものは、一旦省かれていた the United Kingdom を復活しアイルランドは明確に北愛蘭を示し、

- 4. a) Elizabeth the Second, by the Grace of God, of the United Kingsom of Great Britain and Northern Ireland and of Her other Realms and Territories Queen, Head of the Commonwealth, Defender of the Faith. カナダ、オーストラリヤ、ニユー・ジーランドに闘するものは、
- b) Elizabeth the Second, by the Grace of God, of the United Kingdom, Canada [Australia, New Zeawealth, Defender of the Faith land とそれぞれの國名を入れる] and Her other Realms and Territories Queen, Head of the Common-

用阿、セイロンに闘するものは、

c) Elizabeth the Second, Queen of South Africa [以以 Ceylon] and of Her other Realms and Territories, Head of the Commonwealth

パキスタンに闘するものは、

the Commonwealth Elizabeth the Second, Queen of the United Kingdom and Her other Realms and Territories, Head

コモンウエルス體制の完成について

四六四

共和國 インドに關するものは、 單に共通の名稱だけをとつたのである。

e) Elizabeth the Second, Head of the Commonwealth

かくてコモンウエルス體制は完備したのである。

- 注 (1) 2 ons beyond the Seas の部分として記述することの不適當であることは明らかであると (Ibid., 1927, Vol. 208, Col. 540) 法的意義を説いたものではなく、英帝國の部分たる全領土を說くものであつて、 across the Seas は常に廣い海洋を意味し、 算委員會の席上マリオットよりの質問に對し自治領相エームリーは Dominion across the Seas. というのは、もちろん憲 アイルランド海峡又はアイルランド自由國を北アイルランドから分てる國境を含むものではない。 Great Britain, House of Commons. Official Report. Fifth Series. 1926, Vol. 200, Col. 818) 更に翌一九二七年同上予 定義しようとしたものではなく、それ等の領土の正確なる地理的說明と見做されると辯明し (Parliamentary Debates in 名稱のみを王號の中に特別に取扱つたのか、との質問に對し、ボルドウイン首相はこれは帝國を構成せる諸種の政治的單位を 一九二六年英國議會の下院において、サンドン子爵より他の自治領の地位は、すべて同一であるのに、 何故アイルランド アイルランドを Domini-
- Mansergh, Documents, pp. 1293-1294

#### = モ ン ウ 工 jν ス體制とは何か

はその樣な構成體ではない。 わゆる『英』 とは違う。 それはソ連邦の國家構造をソヴエト體制という樣なものである。ソヴエト體制は連邦であるがコモンウエルスはこれ ソ連邦は全連邦から選出された連邦會議と民族會議から成る最高會議をもつているが、コモンウエ 連邦においては、 邦語で連邦とはいうものの、便宜上、かく譯しているまでで、この樣な連邦ではない。い 舊帝國內で植民地がそれぞれ發達を遂げ、最後に Nation Status を得て、いわゆる iv ス體 制

この體制が整つたのである。 に個々に制定せられたことによつて、ここに初めて正式の國名として共通に まで The British Commonwealth of Nations といつていた。今でもそのまま使用されてはいるが、その後イン 自治領的獨立を遂げたものを『ドミニオン』といつている。これは Dominion Nationalism の發展の成果であつて、 るに至つた。そうして、それが一九五二年に開かれた連邦經濟會議において、翌年の戴冠式に用いる女王の稱號が國每 (Head as symbol) として、この體制内に止まることとなつたがために、The Commonwealth なる國家連合體をと ドやパキスタンなどの共和國を含むに至つたので、 服屬的な臭のする 英國なる名稱を好まず、 なお且つ 英國王を象徴 この民族國(Dominion)がそれぞれ共同の國王或は元首を通じて結合せる連合體をいうのである。この連合體を近く The Commonwealth が採用せられ、

- 注 (1) この語は半官半民の公平な調査機關としての (2) The British Commonwealth, by Frank H. Underhill, 1956. この双書は依然この名稱で續刊せられている。第二次大 chap. VII. P. 116)° 『王立國際問題研究所員の報告』 の中に見受ける用語である(Nationalism
- (3) 一九五二年十二月十二日のコンミュニケにて發表せられた。 戰以後に成立したものを「新連邦」或は「第二次」連邦と稱し、以前に成立したものを「舊連邦」或は「第一次」連邦と區別 せんと欲するものがある(同書前付五一六頁)。
- 四 コモンウエルスの由來

コモンウェルス體制の完成について

wealth)に使用せられている。 見られる。 ヤ連邦の國名 (The Commonwealth of Australia) にも用いられているが、全體としての國名 (The Common-Commonwealth その時は共和國の意味に用いられ、イギリスには國王がいなかつた。現在は連邦の一部であるオーストラリ なる文字が、 英國名として使用されたことは前後二回ある。早くは十七世紀の清教徒革命の時に

monwealth の三通りになる。この三種ともに、一六四九年五月十九日の法律の中に見られる辭句である。 統治法の中に公けの國名として使用せられ、次いでニユー・ジーランドの國名ともなり、 (a) 『ドミニオン』はカナダの初めの國名に使用せられた。カナダ自治領の憲法の基礎となつた一八六七年の英領北米 が、一九四九年に共和國となつたので今は使用されてない。(c)『コモンウエルス』は、上述の如く、豪州に採用せら 文字を用いている南阿連邦の The Union of South Africa を除けば、 れて今も使用されている。 スタン、 このコモンウエルスを構成せる自治領國の名稱には四種類がある。英本國の The United Kingdom と同 セイロンにも用いられた。(b)『フリー・ステート』は自治領としてはアイルランドに用いられたのであつた 他は Dominion と Free State その後暫くの間インド、 と Com-

その語源は遠く古代に溯り のコモン・ウイール を意味するものであつた。十六世紀には public weal と common weal という言葉が競爭して使われていたが、こ このコモンウエルスという言葉は、エンパイアと共に、古い言葉であつて、英語では十五世紀以來行われているが、 (すなわちコモンウェルス)が次第に勢力をえた。その間種々の用法が見られたが、十九世紀に至り res publica (國家) すなわち法律の政治と公益(public good) を基盤とする眞の社

なつていたのである。 味した。政治上の用語としてよりもむしろ宣傳的の意味があり、コモンウエルスという用語自體が一つの政治的方針と 理想主義的情熱がこの語のうちに這入り、豪州憲法にこの語を採用させた理想家達には、民主的同胞的生活の試みを意

は全體に用いられて、コモンウエルス體制を生むことになつた。 心共和の連想があると思いながらも、遂に承知せられたとのことである。オーストラリヤに採用せられたこの語が、今 なかつたけれども、この語はカナダに對抗してオーストラリヤ人が選んだものであるとチエンバレンがいつたので、內 キリスト教的、ストア哲學的假說を背景とするものであつた。ヴイクトリヤ女王はコモンウエルスという用語を好まれ のスマツツ將軍はそれよりも中世のキリスト教的コモンウエルスの理想化したものを欲していた。それは萬人に平等な る「有機的」國家のチユダー型の British Commonwealth を望んでいたのに、この語を國名として採用させた南阿 とするところのものを表現するためにエンパイアの代りに、この言葉を創つたライオネル・カーチスは强制機關を有す そうして、一と口にコモンウエルスとはいうものの、それには種々の意味があつて、英帝國の眞の發展の原理である

Commonwealth of United Nations" という辭句を、 "The Empire as a Commonwealth of free nations" という言葉は、一九一七年以來ますます頻繁に英帝國 monwealth of Nations"という句をすでに使つている。 その後も"Britannic Commonwealth 議の記錄に見える言葉であつて、カナダの首相サー・ロバート・ボーデンは同年の帝國戰時會議において"Imperial かくて英國連邦名としてのコモンウエルスは、第一次大戰後自治領民族國の發展と共に、次第に勢力を得て來た。 翌一九一八年には スマツツ將軍は"The British Comof Nations"

ŧ

ンウェル

ス體制の完成について

ダンカン・ホールやラムジー・ミユーアなどの予言的の著書の名稱となつている。これを公用語として用いたのは、一九二 く、英の從屬國を意味するBritish なる文字を欲しないので、單にコモンウエルスというだけになつたのである。 British Commonwealth of Nations が國名となつていたのであるが、その後共和國となつたインドが、前述 Nations", "Empire", "British Commonwealth of Nations". などと、無差別に使つている。かくて遂に (第一條)や、同議員誓詞の中に"the group of nations forming the British Commonwealth of Nations". (第四條) の如きがあり、 年のいわゆる、英愛條約においてであつて、"The Community of Nations known as the British Empire" "Commonwealth of British Nations" などの似寄つた言葉が浮動的に使われていたが、一九二〇年には 南阿のヘルツオーグ將軍はなおも 一九二六年に一つの文章の中に "Commonwealth of

# は(1)Stewart, p.1. 文書の正文は Gardiner, p.388. を見られよ。

- (2)Dominion of Canada. 北米統治法の起草に與つた植民地代表者中最も有力だつたマクドナルドは The Kingdom of Canada ニオン』を採用したのである (Schuyler, p.213.)。 の公稱を主張したけれども、英の首相ダービーは『王國』の建設が隣りの米國の共和の感情を苛立たしめるのを憂いて『ドミ
- ヽヽ 『(3)Empire については詳しく以前に説明したので今は説かない。
- (4)『コモンウエルスは十五世紀以來行われた判然たる英語である』(Hancock, Vol. I,pp. 56-57.)オックスフォード大蘇典に は『コモン・ウイール』 なる語の初見を一四七九年としている。
- ດ) Keith, King, p.403
- (ф) Hancock, p. 52.
- ~) Cmd. 9177, p. 18

- $(\infty)$  Hancock, p. 54.
- $(\circ)$  H. Duncan Hall and R. Muir.
- (2) Articles of Agreement for a Treaty between Great Britain and Ireland, or the Anglo-Irish Treaty, 1921

#### 五 Commonwealth の成長

し、エンパイアがコモンウエルスの中に含まれることになつた。これを數學式の表に示せば左の如くになる。 まれていたが、次いでエンパイアの同義語として別の言葉となり、最後にコモンウエルスが擴大してエンパイアは萎縮 コモンウエルスは三段の經過をたどつて現在の姿となつた。すなわち、コモンウエルスはもとはエンパイアの中に含

- a) Commonwealth < Empire
- b) Commonwealth = Empire
- c) Commonwealth > Empire
- はコモンウエルスの進展してエンパイアと同格となり同じ範圍をさすもので、有名なバルフォーア報告の定義に見られ で、The British Commonwealth 民とがあり、 a 解釋は英國植民地の中、自由を得たものとその他一切のものとの差別を强調し、英帝國內には自由な市民と服屬的な臣 の場合は以前に行われた保守的な解釋であつて、英愛條約が締結された後の諸年に流行し始めたのである。この(1) 『特權的な院內團』、これがコモンウエルスであり、その外廓團體、これがエンパイアであるとするもの はエンパイアと同じではなく、エンパイアの中の一集團と見るのである。(b)

四六九

ンウェルス體制の完成について

り少ない用法に見る 國家を連結したものに進展したのである。 るものである。しかるに(c)はコモンウエルスの地位が上昇してエンパイアの上位概念にまで進み、個別的同格の諸 おける特殊の用例に始まるものである。 The British Empire すなわちこの場合英本國とその屬領を表示するものとしての國際連盟に したがつて、英國王の全領土はコモンウエルスを別としてそれを除外し、よ

Statesman's Yearbooks について見れば、 つたものが、遂にコモンウエルスとなつている。 これは英國王號の變遷によく表われている樣に、 實際の變化に伴つて記載せられていることが分る。初めにエンパイアだ 實際の用例もこれを證明している。 塾の圖書館に略ぼ揃つている

のに、一八九〇年から一九二二年までの分には、(a)例の如く、 一八六四年から八九年までの分には、何れも全英國としては、單に Great Britain and Ireland と記載していた

The British Empire consists of:-

The United Kingdom of Great Britain and Ireland.

II. India, the Dominions, Colonies, Protectorates, and Dependencies

の第二項の先頭にインドが示されているのは面白い。 八世紀のイギリスはシーリー教授のいう如く、ヨーロッパ的島國であることに重きをおき、海外諸領は重んぜられなか つたのに、 とあつて、The British Empire なる綜合的國名が表面に出で、その內容は英本國とその他とに二分されている。十 次第に局面が轉換し、十九世紀末葉の植民地帝國主義の時代の影響が、たちまちここにも反映し、 右の記載

として掲げてあるのに、右の年鑑では、翌二三年の分からは本國附近の島々が特記された外、 次いで一九二二年に南アイルランドが自由國となつて、 後に變更された王號においては、ややカモフラージュの嫌はあるが、全アイルランドが、 目治領の地位を得た結果として、それに關連しての變更が 前述の如く、 地理的名稱

The British Empire consists of:—

- Great Britain and Northern Ireland, Channel Islands, and Isle of Man
- The Irish Free State, India, The Dominions, Colonies, Protectorates, and Dependencies

けられた。 インドの前に置かれたけれども、最初の行の英帝國なる文字は一九三七年のショーシ六世の戴冠式の年までそのまま續 と記され、最早やその分立をかくす譯にいかなくなつたアイルランド自由國だけが分離されて第二項の先頭に、そして

變して The British Commonwealth of Nations の題下において、 を含んだものの總稱となつている。 ウエルスは英本國に直屬する領土を含んだ意味においての The British Empire と獨立國家としての 記載せられることとなつた。兩語はもはやバルフォーア報告に見る如く、 よく表明しうるデモクラチツクなコモンウエルスなる名稱がエンパイアの代りに掲げられ、 しかるに、式後一九三八年以後の分には、自治領諸國が希望した如く、エンパイアの文字よりも均等なる地位を一層 すなわち、これまで The British Empire エンパイアと同擴概念ではなくなり、コモン の題下に掲げられてあつたのが、 前揭  $\widehat{\mathbf{c}}$ 例に見る如く、 Dominions

he British Commonwealth consists of;—

コモンウエルス體制の完成について

- the Colonies, Protectorates, and Dependencies, India and Burma I. The British Empire, Great Britain and Northern Ireland, the Channel Islands, Isle of Man,
- を復活して Colonial Empire の意味を持たせて、 The British Commonwealth and Empire と、この題下にお and Territories under Trusteeship. なつている。 となり、一九三九年の分からは Ireland とせるを Eire と彼等自身の名稱に代え、一九四○年頃からはまた Empire Rhodesia and Nyasaland(中阿連邦)を加え、 五七年には新しく出來たアフリカの黑人國 Ghana 自治領をセイロ The United Kingdom and the Dominions (Canada, Australia, New Zealand, South Africa) と續けて記 展に應じた記載をしている。 いてずつと今日まで記されている。一九四六年頃からは、コモンウエルスの内容をこれ迄の如く、二分することをやめ し、五〇年に至り括弧の中に India, Pakistan, Ceylon を加わえ、その次ぎに The Colonies and Protectorates ンの次に加えて、その資格の劣る準自治領の中阿連邦をセミコルンで區切つてガーナの後に移し、 II. The Dominions, Canada, Australia, New Zealand, South Africa and Ireland. 一九五二年よりはこの括弧が除かれ、五六年よりはセイロンの次ぎに、五三年連邦となつた 最後の辭句は元の委任統治領が信託統治領に代つたものであ The Federation of かく時局の變化

注(1) Hancock, p.59.

- α) Fawcett, p.34.
- これは英本國に、主たる自治領とインドを除いた全屬領を加えたものをさす場合であつて、國際連盟において一九三二年まで 使用せられた特異な用法である。ヴェルサイユ條約の冒頭に掲げられた連盟規約の末尾の附屬書には、 平和條約署名國とし

Stewart, p.152.; Dawson, p.201. 邦譯、同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約並議定書(大正八)一五頁。アイルランド自由國 が質證しているのである。 けるこの用語例がその後英本國に全自治領以外の屬領を含ませたものをさす樣になつた。これは 國が支拂つているので、かく解釋せざるを得ないのである。當初においてはむしろ異例として使用せられていた國際連盟にお 國代表が英本國のみによつて選出せられ、且つ連盟の分擔金についても、こゝに特記せられた自治領とインド以外の分は英本 の同義語と見做され、諸自治領とインドとはこの the Empire 外のものであるかの如き印象を與うるのである。それは英帝 British Empire の中に包含せられてその統一を示そうとしたものの如く、結局、the British Empire は Great Britain たSir John Simon が英本國のみの代表として出席することとなつたからである (Stewart, pp. 157—158)。英本國は the になつた。それは同年二月九日以降の連盟理事會および同年九月二十六日以降の總會において從來英帝國の代表としてであつ 文字を條約の中に見出し得ないのである(Dawson, p.33.) ただし一九三二年から United Kingdom が明示せられること がその中に見られないのは、この條約以後に成立した國だからである。その原案に記してあつた the United Kingdom て、英帝國の次ぎに一字下げてカナダ、豪州、南アフリカ、ニュー・ジーランド、インドが記載せられ (Hurst, pp. 92-94 Statesman's Yearbook

- 4 In short, we think of Great Britain too much and of Greater Britain too little. (Seeley, p.51.)
- 5 年鑑は翌年用として發行するので、 通例發行の時よりも一年後れとなつている。

#### ハー自治領民族國の發展

リズムが發達したことを說いているが、わが國を除けば大體當つている。このナショナリズムが英國の領土內において コモンウエルス體制が完成したのは、自治領が發達して、それぞれ獨自の國家をなすに至つたことの結果である。 ンス・コーンは十九世紀にはヨーロ ツパとアメリカにおいて、二十世紀にはアジヤとアフリカにおいて、ナショナ

モンウェルス體制の完成について

四七四

發達したものが自治領民族國を作るに至つたのである。

治領という意味があつた譯ではない。 を省いて單に『ドミニオン』と記し、しかもその意味を含ませた特有の用い方が出來たからで、この言葉に當初から自 植氏地を二つに分類すれば、それは當然自治領(Self-governing Dominions)と非自治領 られた他の何れの政治機構とも眞の類似をもたないものである。しかし自治という行政上の標準のみをもつて、英國の(シ) Dominions)とに分たれる。 『ドミニオン』という言葉を今日『自治領』と譯するのは、 右の自治を意味する形容詞 史も發達の段階も非常に異なるのである。これを全體として見れば、それは分類も許されず、現に存し或は曾つて試み の第二節に示されている通りであつて、それ等は同一の時期に同一の程度に發達を遂げたものではなく、その性格も歴 そもそも英國王治下の全領域を含む意味においての英帝國の構造が非常に複雑多樣であることは、バルフオーア報告 (Non-self-governing

實に初まった』というのは、そのためである。『この語はすでに一九二一年以來英國政治界の用語となり、 成語が生まれるに至つたもので、バーカーがこの語は『戰爭中に、そうして戰爭の結果の一つとして、一九一七年に現 する樣になり、これが一九一七年の帝國戦時會議にも使用せられ、これを示すべき Dominion Status という新しい えられ、一九○七年の重要なる植民地會議においては王國の自治的部分を示す新用語として正式に『ドミニオン』と稱 初葉以後は限定せられた意味をもち』かつ海外領土發展の結果として、前述の如く、一九〇一年にはこれが王號の中に としては漠然と The British Dominions いう如く、海外諸領域の何れの部分をも含むものであつたが、二十世紀 この言葉は中世以來『ウエールズの如く、王國の領土 (King's realms) の遠隔なる部分を記すに用いられ、集合形 この地位が

辭典刊行後なる一九三一年のウエストミンスター法により成文化された時なのであろう。 九二六年および一九三〇年の帝國會議において公定せられた』とセリグマンに記されているが、この語の眞の完成は同

Dominions) があり、 して未だその地位に達しないで、他の植民地よりか大なる責任政府を有する『準自治領』(Near Dominions or Sub-た自治領國を除いた英本國と、 外、現在の英國の意味に使用せられている The British Empire の中には英國王の全領土の中、 なる言葉は、今日では Dominions のが、以前に用いられた英國名 The British Commonwealth of Nations なのであつて、その中に含まれたNations 領 (The Territories under Trusteeship) などがある。 自治領と稱するものは、右のウエストミンスター法には六個を規定してある。本國とこの六個の自治領を總稱したも 更に種々雑多なる直轄植民地 (Crown Colonies) 保護領 その殘りの部分を含んでいるのであつて、 の別語と見られるものである。ただし The United Kingdom 又は Britain の その中には、 (Protectorates)' 自治領國以外で自治領に近く その後増減のあつ および信託統治

米國 が彼等の長い間の傳統であつた。この全能の議會を通じて、 る。この本國の英人に許されている政治的自由を、 統の人間はデモクラシーを非常に重んずる。『議會はなし能わぬものなし、 しからば、この自治領民族國はどうして出來たかというに、それは米國の獨立に關連がある。アングロ・サクソン系 「の獨立を導くことの一原因となつたのである。 (®) 植民地の英人が求めて得られなかつたことの結果は、 彼等は政治的自由を求め、自由の擴大を圖つて來たのであ 男女の性別を變ずることの外は、』というの 周知の如く、

本國の英人は、この失敗に懲りて、 從來のマーカンチリズム式植民地搾取の方針を表面的に緩和し、チユルゴ ーーの植

モ

民地熟果論にいう如き失敗を繰返さない樣にと、 その満足を買いながら、巧にこれを操縦して來たのである。 ークの言葉に見る如く、『同化』の方針をとり、(記) その後の英帝國、今日いうところの第二(植民)帝國は、エドモンド・バ 植民地の要求する自由を、例によつて英國式に『小刻みに』與えて、

等が後來の英人系の住民を凌駕していたところの 複合民族國である。 ダと南阿連邦の如く、 ジーランドの如く、その住民の大部分が本國の英人と同一人種をもつて形成せられた單一民族國である。 人と黑人の國も加わつている。 自由國、 人種を Africaners 或は Africanders といつている元のブーア人系の人種が英人と共に居住し、當初のほどはそれ これ等の植民地の發達して自治領國になつたものには、大體三種の型がある樣に思われる。第一種は豪州とニューこれ等の植民地の發達して自治領國になつたものには、大體三種の型がある樣に思われる。第一種は豪州とニュー 彼等の言葉で Éire の如く、主として異人種のみをもつて形成せられた民族國である。今日はこの中にインド 英人以外の人種、すなわち、前者にはフランス人系、後者にはその言語を今日 Africaans その 第三種のものは、 英人のいわゆる アイルランド 第二種はカナ

に、 は流石の英國ももて余し『眠れる犬は寢かしておく』という英人らしい態度をとつていたが、一九四九年の復活祭日(話) に一九三七年に自から新憲法を作つて實施し先ず事實上の獨立を遂げ、第二次大戰には中立を宣言したほどで、これに このアイルランド自由國の場合は 彼等が英本國に對し 積年の怨が骨髓に徹し、 遂に共和國となり完全獨立を遂げ、英連邦から離脱するに至つたのである。 これと紛爭に紛爭を重ねた結果、遂

ンド自治領と回教徒のいるパキスタン自治領とに分れて自治領的獨立を遂げ、翌年セイロンも自治領國となつたが、イ インドの場合は多年インド帝國内で反抗を續けていた元來異民族である彼等が遂に一九四七年ヒンズー教徒のいるイ

英國王を象徴として認めこの連邦の中に止まることなり、 目治領的獨立をとげたのである。 ンドはなおこれに満足せず、遂に一九五〇年にいたり憲法を制定して共和國となり、完全獨立を遂げたけれども、 セイロンもまたこれに倣わんとしている。 これと全く人種を異にするアフリカの黑人國ガーナもまた一九五七年に パキスタンもまたこれに做つて一九五六年に回教共和國とな なお

たのである。 得た上で、 ンの の接合劑となり、自由の擴大せられる度每に、植民地の激昻は緩るみ、遂にバークのいわゆる『同化』を導くことになつ 自治と帝國とが相容れなければ帝國を捨てなければならないとし、『分立して民族主義をとり然る後にアングロ・サクソ 主義は屬領を意味するエンパイアには從い得なかつた。 たのであるが、彼等としては、移住英人たる限り、劣等度自由には満足し難く、 場合には各々小異をすてて、第一種の自治領と提携して自治領全體としてこれに當り、自由と平等の達成を圖ろうとし 第二種の場合はその内部においては支配階級としての英人に對する自由の要求があつたけれども、 同盟を』という聲が 自發的に連合を形成しようとしたのである。 豪州からも本國からも聞かれ、 事實の上では、案ずるよりも産むがやすく、 完全な自由を得る唯一の方便として分離を希望し、 彼等は帝國の分裂を意味するならば分裂もまたやむを得ない。 豪州とカナダに目覺めつつあつた新民族 英本國 自由は却つて帝國 一旦自由を 「に對抗する

が許されるものと信じたのである。 「ブリチツシュ」に留らんことを欲した」のである。彼等は米國に合併されるよりか、英國支配下において舊來の自由 佛人の多くを有したカナダにおいても、矛盾した言葉の樣ではあるが、『佛人は彼等がフランス的に留らんがために、 かくして各州において許されていた自由が、 州の連合であるカナダ連邦に お ても

ウエ

ルス體制の完成について

許されることとなり、 わつて九州となり、更に一九四九年にはニューフアンドランドが合同して、 事實ダラムの報告に由來する一八六七年の憲法實施以來一九〇五年までに、順次諸州が連邦に加(ト゚) カナダは今日十州となつている。

せられ、 用せられ、 これ等に手を染め、その權利を取得することになつたのである。 になつた。ダラムの報告の結實したものとして、初めてカナダに自治が許された時には、その權限は內政の處理に限定 ダラム報告の自治の原理は、 貿易、 全帝國の統一は維持せられつつも、 國防、 外交等の渉外事項は、 その領内に人種的分裂のない豪州にも、一層人種問題の困難であつた南阿にお 引き續き本國政府の手中に留保せられていた。 領内民族主義の發展を促がし、 自由と獨立を求める傾向はますます熾烈 ところが諸自治領は、 いても採 漸次

關稅を設定した。これが州の統一と資本の經營に利し、工場の勃興するにつれ、民族的感情が湧起し、遂に民族國を完 成するに至つた。更に第二次大戰中において著しく進展を遂げた。 の自由貿易政策に反對し、 自治領は先ず第一の留保權たる外國貿易の權利を侵害した。植民地をもつて『帝國の穀倉』であると見做す本國政府自治領は先ず第一の留保權たる外國貿易の權利を侵害した。植民地をもつて『帝國の穀倉』であると見做す本國政府 各自の工業化を圖り、自治が許されるや、先ずカナダ(一八五八・九)、 次ぎに豪州が保護

九一四年の戰爭を契機として、英帝國關係の事態は一變した。彼等は大戰に協力し、むしろ彼等自身のために戰つたと 海軍はなお暫く英本國海軍の支配を受けていたが、一八八七年以來、初めには資金を後には軍艦を献納した。(第)(第)) 守備隊は、 心をなしたものであつた。彼等は自衞の出來ない自治は不可能であると主張した。かくて一八七〇年頃から、(%) 次いで自治領は第二の留保權たる國防の權利を奪い取つた。實に國防、主としてその海軍管理の問題は憲法論爭の中 海軍の基地以外、 全自治領から徐々に引き揚げた。 彼等の費用をもつて國防軍を組織することが許された。 英本國の 最後に一

て、各自治領は主としてそれ自からの地方的防衞に責任を負うことになつた。 の政治家達は戰時中、戰時內閣にも參加し、財界は平等の基礎において本國に協力した。一九二三年の帝國會議においの政治家達は戰時中、戰時內閣にも參加し、財界は平等の基礎において本國に協力した。一九二三年の帝國會議におい を初め、 いう建前であつた。自治領から約一百萬の兵士がヨーロッパへ送られ、十三萬人が戰死している。それ等の兵士は軍服 幾多の點において英本國との差別を意識して歸國し、 復員後も差別觀と自治領の特性が强調せられた。 自治領

立法し、關稅を定め、移民を統制し、自己の管理に屬する自己の陸海軍を有していたのである。ただここで問題となるの(33) 經緯があつた。それは主として第一次大戰後の問題であつた。 等はそれ等の憲法を直接或は間接に修正し、それ等の國會はロンドンからの干渉を受けることなく、それ等の境域內で は、その最も重要なる外交の一項目のみであつた。自治領がこの最後の留保權たる外交の權利を取得したのには幾多の 『かくて一九一四年の大戰勃發の際は、諸自治領は一切の內政事項において完全な自治を享有していた。』それ故、(紫)

の權威者によつて認められた。」 の面に關して起つた。第一次大戰においては、 『自治領の主權の問題が、討議の主題となつたのは極く近年のことであり、この討論は主として主權の 諸自治領は何等外政上の主權をもたなかつたということが事實上すべて External

つた。かくて一九〇七年カナダ・フランス間の條約においては、 た。植民史の初期にあつては、かような條約は專ら本國政府の機關により締結せられたのであるが、後には關係植民地 からの代表が英國官吏への進言者として用いられ、 諸自治領は一九一四年に至るまでに、外政關係、 最後には本國の外交機關と共に、彼等が全權に任命せられる樣にな 特に通商條約の商議に加わる制限的權利の カナダの代表が一切の折衝を行い、 英國の官憲は單な 確立に成功し

ンウェルス體制の完成について

る手續上、この協定に署名したに止まるのであつた。

て國際的承認が得られたことは、いよいよその民族的獨立の念を强むるに至つたのである。 發展を促した。 國の中に捲き込んだのであるが、この戰爭の體驗と記憶とは戰後に流行した民族自決の念と相俟つて、領內民族主義の なく、英帝國の外交上の統一は保たれていた。それ故、(第) た。しかるに、一般政治上の外交に關しては、 していた。 それでもなおカナダの首相は非公式に 通商協定を行つて、 これ等の理論上の監督さえも 回避するのであつ 上の監督者として、一、全權の任命、二、英國全權の署名、三、批准の權利を留保することによつて、その體面を維持 かく自治領は通商上、 自治領が主權國家として講和會議に代表を派遣し、 技術上の事項を處理する條約に關しては、實際上無限の自由を得ていたが、英本國はただ名目 以前には自治領の側から英本國に對し相談せられたいという要求は殆ど 第一次大戦の場合にも英本國の宣戰は自動的に、 且つ條約にも署名し、 又國際連盟において別國とし 自治領を交戦

注  $\widehat{\mathbf{1}}$ Kohn, pp.10—11. 世界經濟調查會編ナショナリズムの研究 慶應通信(昭和三十一年刊)はその研究に最も便利である。

- (a) Cmd. 2768; Spender, pp.737ff.
- 3 以前は Self-governing colonies と稱していたが、今日ではコモンウェルスと稱する豪州もユニオンと稱する南阿も 自治領の前段階たる準自治領をさす言葉となつた。 べてSelf-governing Dominions を自認するに至つた (British Empire, p.3.)。その結果として自治植民地は現在では
- (4) Newton, p.393.
- (5) これから自治領の公稱が始まつた (Schuyler, p.210;Hancock, p.24.)。
- (ω) Barker, p.86.
- Seligman, Vol.8, pp.211-216. 也 リグ 7 シ 0) 初版刊行は一九三一年であるが原稿はウ法成立以前に書かれたものと思わ

あるからである。 族國の社會において、カナダ自治領、豪州、ニュー・ジーランド、南阿連邦と同一の憲法上の地位を有すべし(下略)』と れる。一九二一年に初めて公用語となつたというのは、同年の英愛條約第一條に『アイルランドは英帝國として知られる民

- 8 ダイシーは『國會の主權は、法的見地より見て、われ等の政治制度の支配的特色である』とて (Dicey, p.37.) ド・ロルム は殆ど格言の如くなつた奇警な表現を以てこれを要約したのである (Dicey, p.40に引用)。
- 9 藤原守胤著アメリカ建國史論上下二卷(昭和十五年刊)はこれに關する邦文の詳細なる制度史的研究である。
- $\widehat{10}$ Seeley, p.37.
- 11 その言に、The child of ours wishes to assimilate to its parent, resemblance the beauteous contenance of British liberty. and to refict with ಶ
- 各自治領の性格については拙著英帝國に記すところがあつた。

カナダの初期の移民はその後代の移民とは異なり、

局地的に別個に集住し、

南阿においては概して分散して住んでいた。

- 12
- 14 ル語でアイルランドのこと。

13

- 15 "To let sleeping dogs lie" (Derry, p.151.)°
- 16 Hancock, p. 21.
- 17 カナダの憲法については W.P.M. Kennedy, Statute, Treaties and Documents of the Canadian Constitution 1713—1929, 2nd. ed., 1930.
- 18 Stoye, S. 78ff.
- 19 Canada appeared at the colonial pageant in London in 1897 as the granary of the Empire, free homes for millions. (Leacock, p.166.)°
- 全國的保護關稅は一八七九年 (Ibid., p.166;Keith, Dominions, p.349.)。
- (21) Nationalism, p.135.

コモンウエルス體制の完成について

灾

- 22 經濟的事項においては富の公けの管理に關する限り、大自治領は今や事實上獨立の民族國の地位にある(Elliott, p.75.)。
- 23 Empire. Vol. XI. p.164, cited in Dewey, Vol.I, p.57 note i)° 九一六年におけるジェブの言に、『四十年間、海軍管理の問題は、陽に陰に、憲法論爭の樞軸であつた』(K. Jebb, United
- (심) Temperley, VI, p.338.
- 25 室及び政府五十萬ポンド、香港政廳十五萬ポンドの費用を自治領及び植民地が分擔し、 例えばシンガポールにおける娶塞大增築工事にはニュー・ジーランド百萬ポンド、マラヤ連邦二百萬ポンド、 應援している (Strategic Interests, p.282.)。 豪州は費用の代りに海軍擴張によつて ジョホールの王
- 26 帝國の進展において大戰は最高の重要なる階段を畫した。 ら出現した (Marriott, p.253.)。 自治領は屬領として戰爭に沒入し、民族國(Nation)としてそれか
- (27) Nationalism, pp.137—138.
- (%) British Empire, p.239.
- (a) Dawson, p.5.
- 30 ど或は全く價値なきものとなつていた (Ibid., p.5.)。 もちろん、理論上の制限はなお存した。例えば英本國議會の法律上の優越の如きがそれであるが、 しかしそれ等も實際上は殆
- (局) Keith, Sovereignty, p.2; Temperley, Vol.VI, pp.338—339.
- (ℜ) Stewart, p.133; Temperley, Vol. VI., p.338.
- 33 九〇七年の三國協商も自治領に報ずることなく行われ、 て宿年の紛争を來たしていたニューファンドランド以外の自治領に諮ることなく締結せられたし、 Nationalism, p.137. その證據には第一次大戰前の最も重要なる諸條約、すなわち一九○四年の英佛協商は漁業の範圍 自治領の参加を見ることなく處理せられた。 一九〇七年第二次へーグ萬國平和會議も、 その前の第 一九〇二年の日英同盟、 次會議と等し にお

# 七 英帝國會議とコモンウエルスの完成

連邦首相會議 (Meetings of Prime Ministers) の前身をなすものである。 國會議である。帝國會議(Imperial Conferences)は植民地會議(Colonial Conferences)の進展したもので、後の 英國自治領民族國の發展、 したがつて、 コモンウエルス體制の完成において、 特に重要な役割を演じたものは、

二年の會議においては、 も、次いで一八九七年の記念祝祭 (Diamond Jubilee) の機會にも開催せられ、次第に組織的のものとなつた。一九〇 代表者百二十一名からなる雑然たる會合であつた。この會議は當時の連合思想から出發した一つの試みであつたけれど 王卽位五十年記念祝祭 (Golden Jubilee) の機會にロンドンに集まつた英本國、自治植民地、王領植民地、保護領などの であつて、本國への從屬關係を脫しないものであつた。 最初の植民地會議は、帝國連合同盟(Imperial Federation League)の提唱に基き、一八八七年ヴィクトリヤ女 前回に希望せられた定時集會を定めたが、それはなお本國の植相と自治植民地の首相達の會議

稱も『植民地會議』から『帝國會議』へと改まり、(4) の首相を議長とした。 ことを定め、 あつて、これを一層組織化し、 是等植民地會議の特に重要であつたのは、英本國の總選擧のため予定よりも一年後れて開かれた一九〇七年の會議で 英本國政府と自治領政府の會議となつた。從つてこれ迄植相司會の許に行われていたのを、以後は英本國 九一五年に開かれるはずの會議は第一次大戰のために延期せられ、 每四年に一回定期集會を定め、 一般植民地の參加を止めて、英本國と海外領土の首相が首席すべき 特別事項については臨時會議を開くこととし、 一九一七年と一八年には帝 會議の名

四八三

ンウェ

ルス體制の完成について

繁に開かれ、(6) であつて、自治領相互に多邊的條約を結び、自治領の獨立性をいよいよ發揮することになつた。 遂行および講和の條件について、後者においてはそれ以外の緊急ならざる問題が協議せられた。大戰後も帝國會議は 國戰時內閣と交互に、帝國戰時會議が開かれた。これは一つの會議を便宜上二分したに止まり、 一九二三年には政治部門と平行して帝國經濟會議が開かれた。その一九三二年のオツタワ會議は特に有名 前者においては戦争の 頻

現實には一九四四年以來の連邦首相會議(Meetings of Prime Ministers)が開かれることとなり、且つこれを補う ところの國防會議、 發展して、コモンウエルス會議 **戰爭の度每に自治領は本國への協力と民族主義の伸長を進めて行つたが、協力・連絡の機關としての帝國會議も更に** 外相會議、 (Commonwealth Conferences) たらんとし、 藏相會議なども開かれた。今後の發展を見るべきである。 初めには私的會議として開かれたが、

る機關に發展したのである。 ので、諸自治領間の希望を調整して相互の理解に資することが出來て、それ等の議題は漸次實施せられ、 の提案を協議して、それを各自の國會に提出し得るだけのものであつたが、それでも諸政府の當面の責任者が出席した 植民地會議と、それから進展したる帝國會議とは、正式には議會の如き拘束力を有する決議機關ではなく、共通活動(62) 次第に有力な

意見で』あつたが、一九二一年の帝國會議は當面の內政問題に忙殺せられ、この問題は一時後退したが、一七年の會議(計) K 雑な主題であつて、それは敵對の休止後、及ぶ限り速かに招集せらるべき、特別の帝國會議の主題を形成すべしという おいて既に自治領の平等を導くべき原則が確立し、 九一七年の帝國戰時會議は 『帝國構成部分の憲法關係を調整することは、 主たる自治領は準自治領のインドと共に、 戦時中に處理するには余りに重要且つ複 帝國戰時內閣がそのま

が ま講和會議に列席し、 認められ、 事實上『自治領民族主義』 且つ條約にも調印したので、 の確立を見るに至つたのである。 前述の如く、一九二三年の會議において、 自治領の條約締結の權利

の代表員として又自治領の監督者として、 國に自己の代表を有していなかつたので、 しかし乍ら、 帝國會議は元來決議機關ではないので、 總督が置かれてあつた。 十分な主權において缺くるところがあり、 『法規の上においては』いまだ獨立の外交は許されていず、 且つ自治領の首都には、 本國政 府

協調、 部關係委員會が設けられ、 領 過去四十年間、 何物もなく、ただ一 それ故、植民地關係の基礎を定めた一九二六年の有名なる前記の帝國會議においては、 相 互間における關係を、 國防 の調 整 特に前大戰中において、英帝國の構成部分に發生したる變化と發展に副うべく工夫せんとし、且つ外交の 層明白にこれを規定したに過ぎなかつた。 帝國內貿易の增進についての方策が討議せられ、そうして、摳相バルフオーアを議長とする帝國內 その報告書は十一月十九日の本會議において採擇せられ、 現實並に自治領の民族主義的希望に合致すべき基礎の上に確立したのである。 別言すれば、 この會議においては、 諸自治領の對本國關係および自治 實際上には新たに附加 英帝國 の内部機關 すべき

る』という有名なる定義を生み、 互に何等從屬することなき、 カゝ くして、 自治領は 『王位に對する共同の忠誠により結合したるも、 地位均等なる英民族國連邦の成員として、 『自由は成熟してそれ自身平等なることを示した』のである。 その内政或は外交の何れの方面に 自由に連合したる 英帝國内の自治的團體 お しょ ても、 であ 相

該報告においては、 なる辭句を省き Great Britain, Ireland と並べて記し、 先ず第一 に前大戰後における英愛關係に注意が拂われ、 第二に自治領の總督は純然たる王位 前述の如く、 英國王の稱號 の代表者であつて カン 6 『連合王

の如く、下格した一個の自治領とさえ見做されることとなつた。 信し得ることになつた これ迄の如く、 英本國政府の代表又は機關ではなく、從つて自治領政府は英本國政府に對し、又自治領相互間に直接通 (後述)。 かくして、自治領は英本國と對等の地位に進展したのみならず、英本國自身も、 前述

らの政府の明確なる同意なくしては、現實の義務を受諾するものにあらざることを、外交關係を支配する一般的原則と められるべく、 して規定している。 なお依然として本國に存し、將來暫くは本國に依るべきことが認められたるも、 該委員會は、 本國政府はこれに干渉し得ざること、外交の領域においては、 立法上においては、各自治領政府は自國の內政に對する一切の事項において、 國防の範圍と共に、責任の大なる部分は 英本國も亦た自治領と共に、それ自 王位に進言する權利を認

別個に、それぞれ批准せられたのである。 War)は、同時に交付せられた六個の文書を個別的に、更に一九三〇年の海軍條約はアイルランド自由國の側において (any other state) と記されている。又一九二八年の不戰條約(The Kellogg Pact for the 中には民族國獨立の觀點から特に注目すべき新用語例が存する。それは自治領の他の員をも含めて、『他の何れの國家』 (for and behalf of the Union of South Africa) ドイツ國との間に締結せられた航海通商條約に署名した。その との解釋を許しているのである。この原理に從つて南阿の全權委員は一九二八年『南阿連邦のためにこれを代表して』 又バルフォーア報告末尾に附載してある署名例は、同一の王が英民族國連邦の各員のために、別個に條約を締結するこ Renunciation of

かくして、次の一九二九年および一九三〇年の帝國會議においては、一九二六年のバルフォーア報告の適用に關して

Statute of Westminster, 1931) 係自治領の要求により その同意のあつた場合に 限ることの原則が定められた。 かくして、 自治領は對等の資格におい れ等が多數なるために君合國連邦とも見られるのである。 有効になり、實際上には六個の王冠に共同の一王をもつ英民族國連邦の成立を見たのである。それ故、自治領の地 て、自由に協同する新民族國家の成立を示すものであつて、『キング』は法學的には別個の六人になつたという論據が 上に明文をもつて、名實共に英本國と對等の地位を認められ、 技術的審議が行われた結果、翌三一年英本國の議會において、豫め自治領の同意を得たるウエストミンスター法 七一四年ないし一八三七年間のドイツのハノーヴア王國の地位に類似するものとなつた。いわゆる君合國となり、そ が可決せられた。爾來自治領の憲章と見られるこの法律により、 英本國の立法にして自治領に適用せらるべきものは、 自治領は法規の 位は、

state) であるとし、 ると共に、これを一層擴大したのである。その前文において、南阿は『主權的獨立國』(a sovereign independent 方り、英國政府の形式上の同意を必要しないことになつた。 の國會をして英國王への忠誠の誓詞を廢棄する法律を通過せしめ、又一九三四年には自己の國璽を定めて、條約締結に アイルランド自由國においては、一九三二年にデ・ヴアレラが政權を握ると共に、着々として共和の政策を實現し、そ 年ないし一九三六年間に、余のいわゆる反抗自治領に屬するアイルランド自由國と南阿とに困難なる問題を生じていた。 次いで、エドワード八世の辭位に關する事件の經過は自治領の發展史上重大なる痕跡を殘すことになつた。一九三一 一九三四年に南阿連邦の地位に關する自己の法律を制定して、ウエストミンスター法の主要條項を反覆す 南阿の總督はその大臣の輔弼により外交上に王位を代行する權限を附與せられ、 南阿においては、 ウエストミンスター法をそのまま適用す 又同年別の法律

E

により、アイルランド自由國に次いで自己の國璽を定めたのである。

位を除き、 ド自由國はこの機會に乘じて一九二二年の憲法を改正して、英國王の代表たる總督の職を廢止して、內政上における王(昴) の國會はすべてウエストミンスター法の前文に從つて諮問を受けたが、諸自治領間に一致の行動は見られなかつた。從 するに至った。 法においては、 政府の大臣の輔弼により、自由國のために同一の行動に出ずべきことを定めたが、その後改正された一九三七年の新憲 つてジョージ六世は自治領に關する限り、三個の日附において、王位を繼承したことになつた。そうして、アイルラン(含) 一九三六年十二月におけるエドワード八世の辭位は『王位の繼承に關する法律の變更』を必要とするに至り、自治領 外交においては、他の自治領と協調を保つ限りにおいて、外交使臣の任命と國際條約の締結に方り、 南阿と同様に、 『主權的獨立の民主國家』(a sovereign, independent, democratic state) を標榜

して獨立國の面目を明らかにしたのである。(※) 諸自治領はまた對獨戰爭においても、大東亞戰爭においても、それぞれの立場において、個々に宣戰或は中立を決定

改めて、 は、初め一九二六年までは植相と同一人が兼擔し、その後一旦分離し又合一したが、一九四七年七月に至り自治領相を 自治領との關係事項、 國およびインド以外の全領域は植民省の所轄であつた。ところが、同年自治領省(Dominion Office)が新設せられ、 かく自治領が獨立國家となつたために、政府の機構もそれにつれて變更を見た。一九二五年七月までは、英帝國の本 連邦關係相 (Secretary of State for Commonwealth Relations) と稱した。 南ローデシャ、 南阿諸領および帝國會議關係事項を植民省から引繼いだのである。 自治領の大臣

۴ け、一九二四年に自治領最初の公使をワシントン、すなわち米國に派遣し、次いで佛と白、(タロ) 連とも使節を交換し、 蘭と白、 に公使館を設けた。 く同じことである。自治領の外交官設置の原則は最初カナダに許されたるも、(2) 外交と區別して、 は一九四一 また自治領は前述の條約制定の問題と關連して、外交機關の設置が必要となつた。 年米國へ高等辨務官 米、獨とスエーデン、 外政若くは渉外事務とも譯すべき External Affairs カナダの實行は後れ、 ニユー・ジーランドも米國の使節を接受しソ連ともこれを交換した。當時準自治領であつたイン (High Commissioner) を派遣した。 佛と葡、並にソ連に、 現實には一九二七年以後、(26) 豪州は米、 加 米、佛、 という成語が使用せられているが、 アルゼンチン、ブラジルおよび日本、 日本(一九二九) 現實にはアイルランド自由國が 自治領の外交は、 獨、 およびソ連に、 法王廳およびスペイ 他の諸國間 事實は 更にソ 南阿は との

領相互間に 獨立國としての機關はほぼ具わつた譯である。 九二四年に 豪州政府はロ とも見られる自治領省の外交部 英本國と自治領間の交渉は、 本國と自治領との間においては、總督がその通路たることが止んで以來、 おいてもこれを交換している向が多い。 ンドンの高等辨務官事務所に 外交部を設け、 本國の外務省を通じて行われていたが、一九二六年以後は『家族的感じのする外務省』 (The Foreign Office branch of the Dominion Office) その他商務官、 領事、 他の自治領も 原則上同一制度をとることとなつ 辨務官なども設置せられている。 高等辨務官を任命する樣になり、又自治 を通じて行われた。 かくして、

なのに、 自治領は常に帝國 初めカナダ、 豪州等の連邦が成立したので、 連合の思想に反對をつずけて來た。それはバーカーのいうごとく、 これ等を打つて一丸とした帝國連邦に變ずることは出 「それ自からの國會が

モンウエルス體制の完成について

Jν

ス體制を生む根源なのである。

それ自からの last word (最後の決定語) で、 かつ最終の表現である』とする英人氣質のためである。 これが コモ

ンドン歸着、 出發してから翌年五月十五日に至る六カ月間、 かくてコモ ンウエ コモンウエルスの象徴たる元首の任務を完了し、名實共にコモンウエルス体制の確立を明らかにしたので ル ス諸國家の共通の元首たる女王はお目見得旅行を開始し、一九五三年十一月二十三日 四萬六千マイル (内一萬マイルは空の旅) の旅路恙なく百七十日振りに 口 ンド ン

### 注 $\widehat{\mathbf{1}}$ The current name for what was previously called the Imperial Conference. (Currey, p.251.)°

ある。

- 2 る連合又は合一をなすべき手段等につき、植民地の政治家達と直接討議すべきことを説かしめたところ、 一八八六年に帝國連合同盟は、この祝祭の機會を利用して、政府が帝國防衞、 帝國內部交通、その他帝國諸部の一層緊密 首相ソー
- 3 たものとなり、 第二回は一八九七年女王の卽位六十年祭を利用して開かれ、カナダ、豪州の六植民地、ニュー・ジーランド、 加 九一一年の會議、一九一七年および一八年の戰時內閣および戰時會議と共に、すべてロンド たが、前年豪州の六植民地 は、從來の會議の機構に一つの先例を與えたものである。 、せしめたに過ぎないので正式の會議ではなかつたが、 卿は、用語に周到な注意を払いつつも、これに同意し、一八八七年四月四日から五月に亙つて會議が開かれたのである (ケープとナタール) カナダの招請により、 これ等については、Marriott, pp.233ff. および 第四回の一九○七年の會議において一層明白な機構をもつに至つた。 およびニューフアンドランドの首相達が列席した。 カナダ、豪州の西豪州以外の諸植民地、ケープ植民地が出席し、 colonies が states となり連邦を形成して一單位となつたので、 Hall この副會議と一九三二年の本會議だけはカナダの 第三回の一九○二年の會議もエドワード七世の戴冠式の際に開かれ に詳しい。 自治植民地の首相達のみが招請せられたこと 以上の植民地會議は以後改 ンに開かれた。 本國よりはオブ 會議は簡單化し 首 一八九四 府 ザ 且 南阿の二植民 オ ツ 名したる一 つ タワで 組 「年の會 立

- 4 との新 ている British Parliament (英本國議會) と Imperial Parliament (英帝國議會) とは單に言葉を異にするだけで、 まぬところであつて、自治領側は常に Imperial Federation の思想に反對をつずけて來たのである。又二樣に使用せられ 常に同じものであるところにも、英人氣質はうかがわれるのである。 豪州等がそれぞれ連邦を作つたけれども、かくの如き『地域的連合』に上位概念としての帝國連邦を作ることは、 四三〇頁および四三二頁の注、昭和七年參照)別言すれば、彼等は隣接地域の諸自治植民地の地域的合同によつて、 領の上に立つ連邦の如きものを想像せしめ、折角獲得した自主的地位と相容れないのを厭うて反對したので、 ロイド・ジ 内閣に對して、これを Imperial Peace Cabinet と呼ばんことを欲したが、自治領は Cabinet の文字が本國および自 かくして帝國連邦の思想は葬られたが、これは後ち一九二一年の會議の名稱について再び議論を生じ、 本國政府は帝國戰時 意味を含む從來の Colonial Conference でも、又帝國連邦を暗示する帝國評議會でもないとして採用せられた名稱である。 Marriott, p.245.) Inperial Conference はカナダ代表 Wilfrid Laurier の發議に基き、本國に對する自治植民地の從屬 續性のある『帝國評議會』(Imperial Council)となすべき時機が到來したという意見に基くものである。 ジはこれを British Imperial Delagation と呼ぶに至つた(柳瀬良幹氏國家結合としての英帝國、國家學會雜誌四六の 名稱は一九〇五年に招請狀を發した Littelton が『植民地會議』を變じて補助委員會と常設書記局の創設によつて、 彼等の好 カナダ、 連
- 5 たけれども、交互に開かれた帝國戰時會議は植相の司會であつたし、一九二三年の帝國經濟會議には商相が議長をつとめた。 首相不在の時は植相(後には自治領相)が代理をつとめることになつた。 第一次大戰中の帝國戰時內閣は首相の司會であつ 又一九一七年の第一次戰時會議はインドを帝國會議に加えることを決議し、一九二一年の會議からインドが正式に参加し、 、と共にオブザーヴァーとしてであつた。 九二三年には當然アイルランド自由國が、 一九三二年には南ローデシャが参加した。 しかし一九二七年の會議には、ビル
- 6 一九二一、一九二三、一九二六、一九二九、一九三〇、一九三二、一九三五、一九三七等。
- A. J. Toynbee (ed.), British Commonwealth Relalions: Proceedings Tronto, 11—21 st. September 1933, 1934; H. V. Hodson (ed.), The British Commonwealth and Future: ofthe First Unofficial Conference

コ

3-17th. September 1938, 1939 Proceedings of the Second Unofficial Conference on British Commonwealth Relations,

- 8 一九四四、一九四六、一九四八、一九四九、一九五一、一九五三、一九五五、一九五六等。
- (の) The British Commonwealth, (年鑑) 1956, p.13.
- に『インペリアル』の會議が開かれたのである (Marriott, pp. 245—246, 250.)。 Conference, Vol. I, Preface, p.viii.) を踏襲し、脚注において特に斷わつている (Dewey, Vol.I, p.98 note 1.)。しか る (British Empire, p.331.; Dawson, p.461.)。後者に屬するデュウイの如きはジェブに傚つてその名辭 (Jebb, Imperial 索引において、 し嚴密に言えば、前述の如く、 一九○七年の會議において "Imperial" なる文字が採用せられ、 一九一一年に初めて公式 一連の植民地會議と帝國會議とは多くの著述において混同されてはいるが、 植民地會議の項目に統一せられ (Marriott, p.382;Ensor, p.614.) 或は帝國會議の項目に包含せられてい 質質上同視せられる兩會議は、 便宜上、
- 11 Report of the Imperial War Conference, 1919. Cd. 8566, Resolution IX
- 12 Cmd. 2768. The Committee on Inter-Imperial Relations of the Imperial Conference of 1926. るにしてもこの名稱で通用している。 の關係についてであつて、二三の帝國間の關係ではないからである(Newton, p.394.)と說くものもあるが、たとい誤稱であ ア報告)。この表題の辭句"inter-imperial"は一層適切には"intra-imperial"と稱すべきものである。この會議は帝國內部 (略稱バルフォー
- 13 by a common allegiance to the Crown, and freely associated as members of the British Commonwealth of Balfour Report の定義は、"They are autonomous communities within the British Empire, equal in status, Nations." Cmd. 2768. であるが、今日は事質と相異する。帝國とコモンウェルスとは同一ではなくなつたからである。 in no way subordinate one to another in any aspect of their domestic or external affairs, though united
- (4) Hancock, p. 287.
- (15) ウエストミンスター法の前文。

- 16 る君合國若くは人的合同國 (Personal Union) としてのみ君主を共有したのである (British Empire, p.233.)。 國王はイングランド國王の兼職するところであつたが、兩國は全く別個の國家であつて、 國際法上い
- (2) The Status of Union Act, 1934. (Wheare, appendix III.)°
- 18 The Making, pp. 205-224, appendix XIII, pp. 463-467.)° Royal Executive Function and Seals Act (Stewart, chap. VIII. The Great Seal and
- 19 いては、かく三様の日附において承認せられた譯である (Barker, pp.101-102; Newton, pp.398-399.)。 に、アイルランド自由國は十二月十二日に、それぞれ別個の法律を通過した。 かくてジョージ六世の王位繼承は自治領にお したが、 カナダ、 豪州およびニュー・ジーランドの國會はすべて十二月十一日英國王エドワード八世の王位辭退宣言法の通過に同 南阿とアイルランド自由國は獨自の行動に出で、 南阿は一九三四年の連邦の地位に闘する法律により十二月十日 意
- 20 なつたが、皮肉にも『總督最後行為はかくて彼れ自からの職を廢した法律に署名することであつた』(ロンドン・タイムス、 一九三六年十二月、 The Constitution (Amendment) Bill は五四票對七九票で可決せられた。總督の署名を得て法律と 一九三六年十二月十二日號)と言われる。
- 21 The Royal Executive Authority (External Relation) Act. しかしこの法律は一九三七年の憲法には採用せられてい
- (2) Constitution, Article 5.
- 23 この戰爭において各自治領は初めて別個の行動に出で、<br />
  アイルランド自由國の如く中立を宣言したものもあれば、 參戰を可決したけれども、それまでには幾多の波瀾を生んだ南阿の如きも存するのである。
- 24 その取極が發表せられたるも、 駐米カナダ代表設置の希望が一九一八―九年ロンドンとパリにおいて加・英兩首相間に商議せられた結果、 一九二〇年五 カナダ政府は直に公使を任命するには至らなかつた (Stewart, p.202; Barker, p.91.)° 月
- 25 現實には英愛條約によりカナダの地位に均霑すべきア イル ランド Prof. Timothy Smiddy は一九二四年十月七日米國大統領 クーリッジに信任狀を呈出することになつた。又初代駐愛米國 自由國がこの權利を最初に行使し、 その初代駐米公使

=

ンウ

公使 任狀を呈出している (Toynbee, Conduct, p.69.)。 F. A. Sterling も初代駐加米國公使と同日、 一九二七年二月三日任命せられ、 同年七月二十七日ダブリンの政府に信

- 26 として、その公使を決定し、一九二七年二月十八日漸く信任狀を呈出している。又同年二月三日 William Philip の實行が後れたのは、同年の帝國會議の議を經るためであつた。 かくして十一月十日に至り正式にカナダ自治領の利益代表 米國公使に任命せられ、同六月一日信任狀を呈出した (Toynbee, Conduct, p.66.)。 一九二六年六月七日駐米カナダ外交代表の地位が Vincent Massey に提供せられたことが非公式に發表せられたるも、 が駐加
- 27 これ等の外交使臣は以後續々派遣されるに至つた。 Commonwealth. を見るべきである。 その現狀については一九五六年に創刊を見た年鑑、 The British
- (28) Lord Runciman の新省に對する適切なる言葉(前掲年鑑一一頁)。
- (ℜ) Barker, pp. 80—81.
- 3) 每日新聞 昭和二九年五月十五日號。

#### 附録 參考文献

歐文の参考書の主要なるものは左の如くである。 略語を以てする。 本文に引用する場合には、 著者名又は末尾の括弧内の引用

- Ernest Barker, The Ideas and Ideals of the British Empire [Current Problems], 1941.
- 2. R. M. Dawson, The Development of Dominion Status 1900~1936, 1937
- (Hurst) Sir Ceceil J. B. Hurst and others, Great Britain and the Dominions [The Norman Wait Harris Lectures], 1928.

- 4. W. Y. Elliott, The New Empire, 1932.
- 5. Sir John Marriott, Evolution of the British Empire and Commonwealth, 1939
- 6. A. P. Newton, A Hundred Years of the British Empire, 1940
- J. A. Spender, Great Britain: Empire and Commonwealth 1886~1936, 1936. (邦譯あり)
- H. D. Hall, The British Commonwealth of Nations: A Study of Its Past and Future Development, 1920
- 9. R. Muir, Short History of the British Commonwealth, 2 vols., 1920.
- 10. Cambridge History of the British Empire, ed. by J. H. Rose, A. P.Newton and E. A. Bemans, 8 vols. 1924ff.
- 11. S. King-Hall, Our Own Times, 2 vols., 1935.
- 12. S. Leacock, The British Empire: Its Structure, Its Unity, Its Strength, 1940
- 13. W. A. Walker, The British Empire: Its Structure and Spirit, 1497 $\sim$ 1953, 2nd, ed, 1953
- 14. J. Stoye, Das British Weltreich: Sein Gefüge und seine Problome, 2 te. Aufl, 1937.
- 15. J. R. Seeley, The Expansion of England: Two Courses of Lectures, (1st. ed., 1883), 1907.
- 16. R. C. K. Ensor, England 1870~1914 [Oxford History of England], 1936
- 17. C. B. Fawcett, A Political Geography of the British Empire, 1933
- 18. A Study Group of Members of the Royal Institute of International Affairs, The British Empire, 1937. (British Empire)
- 19. Ibid., Survey of the British Commonwealth Affairs, Vol.I. Problems of Nationality 1918~1936, by W. Hancock. 1937. (Hancock) X.
- 20. Ibid., Documents and Speeches on British Commonwealth Affairs 1931~1952, 2vols., 1953. (Mansergh, Document)
- 21. Ibld., Nationaeism, 1937. (Nationalism)
- 22. Ibid., Political and Strategic Interests of the United Kingdom: An Outline, 1939. (Strategic Interests)

- 23. Hans Kohn, Nationalism, Its Meaning and History (An Anvil Original) 1955
- A. J. Toynbee, The World after the Peace Conference, 1925. (Toynbee, World)
- Ibid., The Conduct of British Empire Foreign Relations since the Peace Settlement, 1928. (Toynbee, Conduct)
- R. B. Stewart, Treaty Relations of the British Commonwealth of Nations, 1939
- K. C. Wheare, The Statute of Westminster and Dominion Status, 1938
- H. W. V. Temperley (ed.), A History of the Peace Conference of Paris, 6 vols., 1920~24
- A. G. Dewey, The Dominions and Diplomacy: The Canadian Contribution, 2 vols., 1929.
- 30. C. H. Currey, The British Commonwealth since, 1915, Vol. I, 1950.
- A. V. Dicey, Introduction to the Study of the Law of the Constitution, 8th. ed., 1920
- A. B. Keith, The Dominions as Soveleign States: Their Constitutions and Governments, 1938. (Keith, Dominions)
- Ibid., War Government in the British Dominions (Canegie Endowment for International Peace: Division of Economic and History, 1921. (Keith, War Government).
- 34. Ibid., The Sovereignty of the British Dominions, 1929. (Keith, Sovereignty)
- 35. Ibid., The King and Imperial Crown: The Powers and Duties of His Majesty, 1936. (Keith, Imperial Crown),
- 6. R. L. Schuyler, Parliament and the British Empire, 1929.
- A. E. Hogan and I. G. Powell, The Government of Great Britain and Dominions and Colonies, 10th. ed., 1939
- 8. K. Derry, British Instititions of To-Day, 1937.
- 39. L. A. Sheridan, The Changing Conception of the Commonwealth, in Year Book of World Affairs, 1957, 1957,
- 40. The British Commonwealth 1956, 1956 [First Year of Publication.]
- 1. The Statesman's Yearbooks.

- 42. The Annual Registers.
- 43. Encyclopaedia Britannica, 15th. ed., 1955.
- 44. Encyclopaedia of the Socal Sciences, ed, by E. A. Seligman and A. Johnson, 1932.